

## ○荒尾市観光振興計画策定等委員会条例

令和2年12月15日条例第35号

改正 令和5年2月28日条例第1号

## 荒尾市観光振興計画策定等委員会条例

## (設置)

第1条 観光振興の指針となる荒尾市観光振興計画(以下「計画」という。)の策定及び推進に当たり、広く意見を聴取するとともに、観光振興に携わる関係者が自ら推進する取組について相互に連携及び調整を図るため、荒尾市観光振興計画策定等委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

## (所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について調査及び審議し、市長に意見を述べるものとする。

- (1) 計画の策定及び変更に関する事項
- (2) 計画の推進及び評価に関する事項
- (3) その他観光振興に関し、市長が必要と認める事項

## (組織)

第3条 委員会は、委員25人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 観光振興に関し学識経験を有する者
- (2) 観光振興に関連する団体に所属する者
- (3) 関係行政機関に所属する者
- (4) その他市長が必要と認める者

## (任期)

第4条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補充の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

## (委員長及び副委員長)

第5条 委員会に、委員長及び副委員長各1人を置き、委員長は委員の互選により選出し、副委員長は委員長が指名する。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

## (会議)

第6条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が必要に応じて招集する。ただし、委員長が選任される前

においては、市長が招集する。

- 2 委員長は、会議の議長となる。
- 3 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 4 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 5 委員長は、委員会において必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、地域振興部産業振興課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(令和5年2月28日条例第1号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。